

留寿都村一般廃棄物処理手数料徴収規則 (平成18年6月19日規則第20号)

最終改正:平成26年11月14日規則第27号

改正内容:平成26年11月14日規則第27号 [平成30年1月10日]

別表 (第2条関係)

品目・大きさ等	手数料の額
布団 (掛布団敷布団問わず3枚まで)	200円
ゴザ・カーペットの類 (広さ3畳以下のもの)	200円
くわ、スコップ、つるはし類の作業用具	200円
ママさんダンブ	200円
一輪車 (手押し車)	200円
庭木・廃材類 (長さ2メートル以下、重量10キログラム未満で1に結束したもの)	200円
最大の辺又は径が1メートル未満のものであって重量が10キログラム未満のもの	200円
最大辺又は径が2メートル未満のものであって重量が5キログラム未満のもの	200円
ゴザ、カーペットの類 (広さ3畳を超えるもの)	500円
リヤカー (二輪荷車)	500円
自転車 (1輪のものを除き3輪のものを含む)	500円
げた箱・たんすの類の家具 (最大の辺が1メートル未満のものであって重量が15キログラム未満のもの)	500円
最大の辺又は径1メートル未満のものであって重量が10キログラム以上15キログラム未満のもの	500円
最大の辺又は径が2メートル未満のものであって重量が5キログラム以上10キログラム未満のもの	500円
げた箱・たんす類 (最大の辺が1メートル以上のもの又は重量が15キログラムを超えるもの)	900円
上記までに該当のないものであって最大の辺又は径が2メートル以上のもの又は重量が10キログラム以上のもの	900円
ベットマットレス (スプリングのあるもの)	1,300円
ソファ (大きさを問わずスプリングのあるもの)	1,300円
その他蘭越町粗大ごみ処理施設で処理できないもの	1,300円

備考

- 1 本表に規定する手数料の額は、それぞれの品目の1個当たりの金額とする。ただし、1に結束することで、本表に規定する大きさ及び重量の範囲内に納まる場合にあつては、3を超えない数をもって1に結束することと本表に規定する手数料の額とすることができるものとする。
- 2 ゴルフ用具及びスキー用具のように社会通念上用具1セットと解することができる場合にあつては、1に結束した状態をもって本表に規定する大きさ等から手数料の額を決定するものとする。